

登園許可書(医師記入)

登園の際には、下記の登園許可書の提出をお願いいたします。

登園許可書

野のゆり保育園 園長宛

園児氏名

年 月 日生

病名 ()

上記の疾患による感染のおそれがないと認められます。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

(注)◎保護者の方へ

・文書料は医療機関により異なる場合があります。詳しくは、受診される医療機関へお問い合わせください。

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場所です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが快適に生活できるよう、下記の感染症につきましては主治医先生ご記入の登園許可書の提出をお願いいたします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育生活が可能な状態となってからの登園であるようにご配慮ください。

○ 医師が記入した登園許可書が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	症状が出る1日前から発疹が出た後4日後まで	解熱後3日を経過していること(解熱した日の翌日を1日目とする)
インフルエンザ	症状がある期間(症状が出る24時間前から症状が出た後の3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日経過していること(発症した日、解熱した日の翌日を1日目とする)
新型コロナウイルス	発症後5日間(10日間が経過するまではウイルスの排出の可能性がある)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後1日経過していること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風疹	発疹が出る7日前から発疹が出た後7日くらい	発疹が消失していること
水痘(みずぼうそう)	発疹が出る1~2日前から発疹がかさぶたになるまで	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	症状が出る3日前から耳下腺がはれた後4日後まで	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、目の充血などがみられる数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎(はやり目)	目の充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること(眼科医の許可)
急性出血性結膜炎	症状がある間(ウイルスは便から数週間~数ヶ月排泄される)	医師により感染の恐れがないと認められていること (眼科医の許可)
結核	痰から菌が出なくなるまで	医師より感染の恐れがないと認められていること
百日咳	咳が出始めて2週間くらい(抗菌薬を服用しない場合、咳が出始めてから3週間を経過するまで)	特有の咳が消失していること、または適正な抗菌性物質製剤による、5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O-157 O-26,O-111等)	症状がある間(適切な治療を受け、便に菌が出なくなるまで)	菌が陰性と確認され、医師により感染の恐れがないと認められていること
髓膜炎菌性髓膜炎	症状がある間(適切な治療を受け、菌が出なくなるまで)	医師により感染の恐れがないと認められていること